

2021年3月17日
全国港湾20発第70号
港運同盟発21-第12号

国土交通省 港湾局
局長 高田 昌行 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 柏木 公廣

全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 日吉 正博

港湾政策並びに港湾労働に係る申入れ書

貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、コロナ禍の中で港湾産業が、我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸問題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

記

1. 港湾運送事業基盤の安定に資する課題

(1) 認可料金制度に相当する法整備に向けた港湾に於ける適正料金収受を目的とし、料金等交渉に活用できる資料を基に具体化できる協議体制を構築すること。

2. 港湾政策に係る諸問題

(1) 脱石炭（所謂カーボンニュートラル）は社会的動向を受けたエネルギー政策の転換で国策として進められることに伴い、それに関わる港では職域及び雇用に直結していくことに鑑み、所管する国交省として港湾労働者の雇用と就労の確保対策を提示すること。

(2) AIターミナル構想などによる港湾の自動化政策や制度導入については、全国港湾との積極的な情報共有を図り、事前に対応できる体制を整えること。

3. 港湾労働者の雇用と職域に係る問題

(1) 港頭地域に隣接する地区での港湾運送事業行為によるダンピング防止や港湾倉庫内作業の港湾運送事業法適用を行い、港労法との整合性を図るなど同地域内での公正な競争を保つ措置策を整備すること。

- (2) コンテナターミナルゲート作業は、実態として受け渡し行為が発生していることから、港湾運送事業行為として、責任が持てる港湾運送事業者が対応できる体制を整える措置を講ずること。
- (3) インランドデポ・コンテナラウンドユース・AEO など、他の省庁が進める政策による港湾通過貨物の拡大は、港湾事業の基盤や機能を狭め、海コン輸送にも影響を与える。道路など国内インフラの保全、国民の交通環境改善には、港湾で荷捌きし、港湾でチェック(検数・検定作業)する港湾を基点とした港湾運送事業を確保する体制が不可欠である。よって、経産省・財務省とも連携し、必要な施策の改善及び法整備を行うこと。

4. 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 港湾労働者はエッセシャルワーカーとして外貨・外船等との接触機会も多いことから、一般的対応では手遅れになり、事業が成り立たない事態にも陥る可能性からPCR検査の充実及びワクチン優先接種の実施体制を早急に整えること。

5. 安全・安心の諸施策

- (1) フレキシブルバッグの使用やコンテナ情報の運転者への徹底がガイドラインとして運用されているが、荷主など港湾利用者の責任だけでは安全は担保できないため、タンクコンテナの推奨や港湾事業者による重量や品目などの情報伝達などの体制整備を行うこと。
- (2) 港湾に於ける石綿被災について貴省として国の責任を認め、厚生労働省と連携のうえ、四者協議を早期開催し、港湾労働石綿被災補償制度を確立すること。
- (3) 近年、頻発する自然災害の影響で、港湾地区に甚大な被害を及ぼしていることから、想定外の自然災害にも対応し得る港運事業者及び港湾労働者に対する救済措置制度を確立すること。

以上